

議会基本条例各条文比較 整理シート

第6章 【調査研究機関の設置】

A案	<p>議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p> <p>《豊田市参照》</p>
B案	<p>議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。</p> <p>《姫路市参照》</p>